

第7回 介護情報利活用ワーキンググループ

令和5年6月26日

資料2

医療・介護間で共有する情報の範囲について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療・介護間での情報共有の方向性について

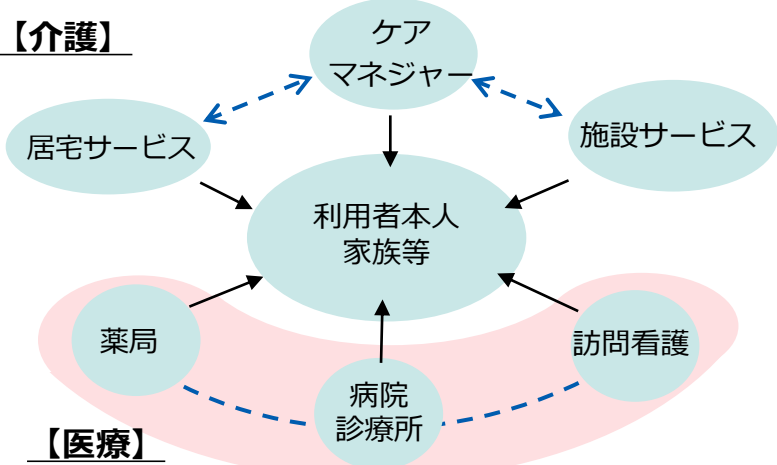
医療・介護間での情報共有の方向性（案）

- 医療・介護の関係者間での円滑な情報共有を推進することで、以下の方向性が期待できる。
- 関係者間での情報共有を推進しつつ、利用者本人や家族等へも必要な情報を共有することで、より本人や家族等の希望に沿ったケアの提供に繋がる。

現状

- 介護分野において、各専門職が利用者・患者と個別にやりとりしてケアを実施。関係者間の情報共有は必ずしも円滑にできていない。
- 特に、医療・介護間のシームレスなケアの提供に資する情報共有が課題である。

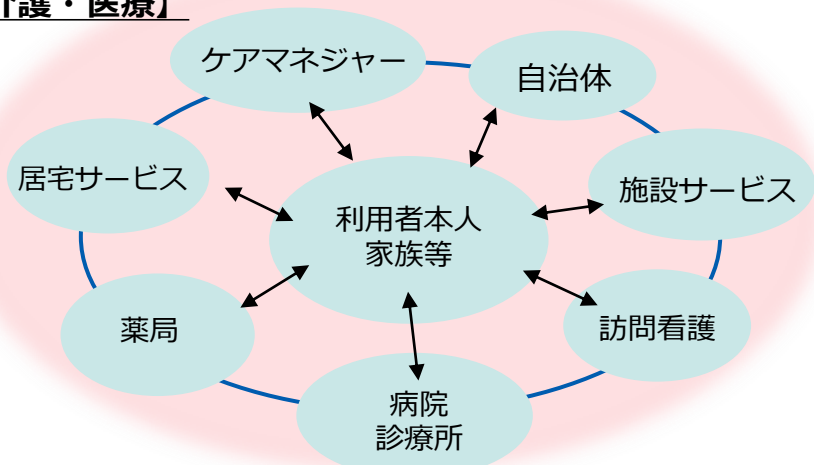
【介護】



方向性

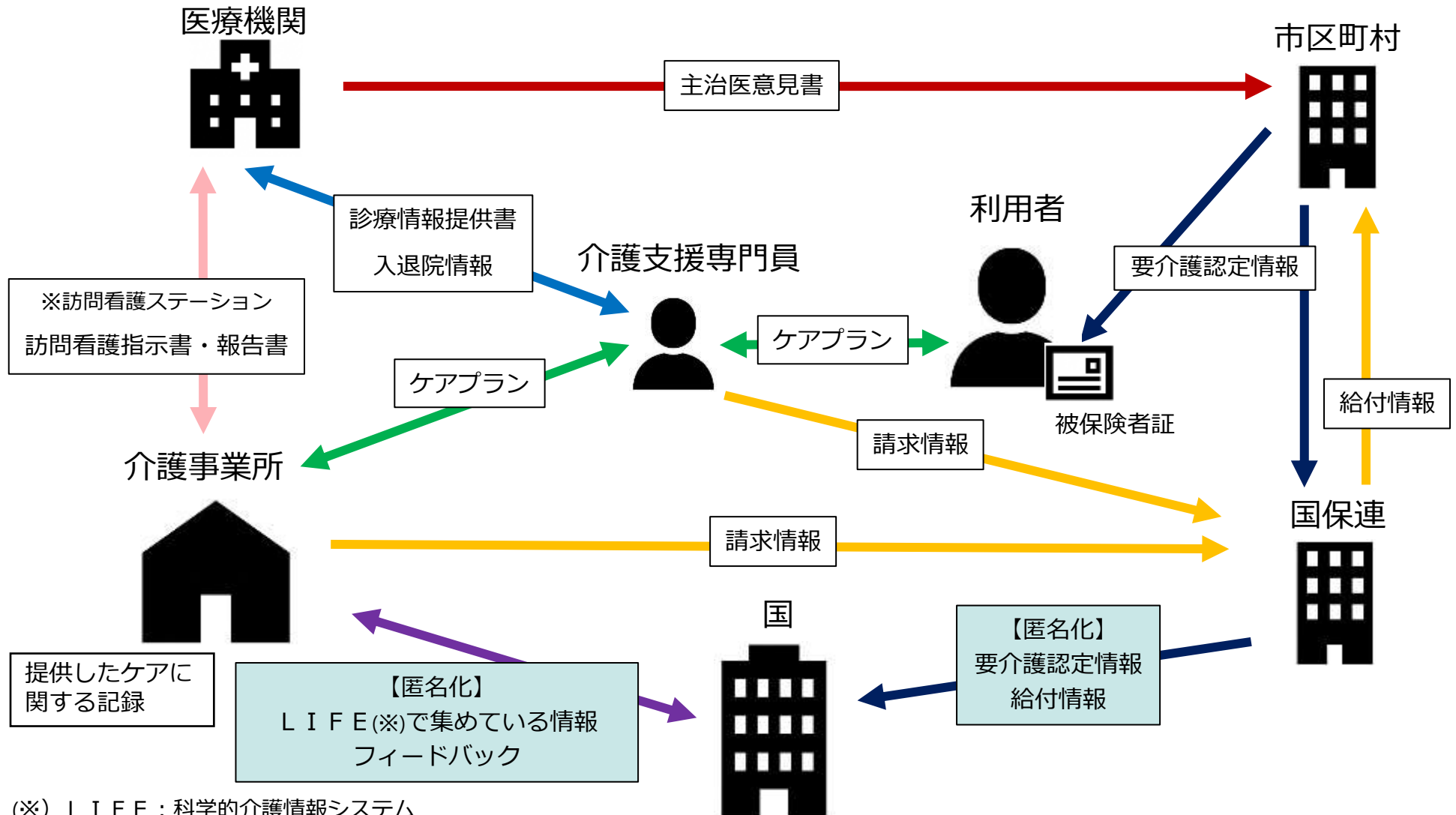
- 医療・介護の関係者間で利用者に関する情報を円滑に共有し、また、利用者本人・家族等へ共有される情報を関係者が共有することで、シームレスなケアが提供でき、ケアの質の向上、利用者の生活の質の向上に繋がる。

【介護・医療】



介護保険制度における利用者に関する主な介護情報の流れ

主に、保険者（自治体）、国保連、介護事業所、医療機関、介護支援専門員が利用者に関する介護情報を取り扱っている。



介護保険制度における利用者に関する主な介護情報

利用者に関する主な介護情報は以下のようなものがある。

情報の種類	情報の内容
● 要介護認定情報等	被保険者番号、保険者番号、要介護認定等に係る認定情報（一次判定結果、主治医意見書、二次判定結果）、負担割合や住所地特例に係る情報、認定調査項目 等
● 請求・給付情報	介護保険サービスの報酬を請求する際の介護給付費請求情報
● LIFEで集めている情報	介護報酬のLIFE関連加算の様式に規定されている利用者の状態や介護事業所で行っているケアの計画・内容
● 診療情報提供書・入退院情報	傷病名、既往歴及び家族歴、現在の処方 等
● 主治医意見書	診断名、日常生活自立度、現在あるかまたは今後発生の高い状態とその対処療法 等
○ 訪問看護指示書・報告書	病状・治療状態、処置の有無、看護の内容 等
● ケアプラン	居宅サービス計画書、週間サービス計画表、サービス担当者会議の要点、居宅介護支援経過、サービス利用票および別表 等
○ 提供したケアに関する記録	介護事業所において日々記録されている利用者の情報（提供したサービスの記録、食事・排泄の状況、バイタル、生活状況 等）

注) 左端の丸の色は前頁の矢印の色と対応する

介護情報の共有の範囲や共有に関する検討の進め方

- 介護情報の共有範囲について、必要とされる関係者に共有し、原則として利用者自身も閲覧できるようにすることとしてはどうか。
- 利用者への情報共有については、自己評価や今後の改善につながるような項目を共有することとしてはどうか。
- 登録されている情報をそのまま共有するのではなく、特に利用者にとっては分かりやすく共有することが重要ではないか。
- 共有される各情報について、新たな対象に共有されることにより、本来記載すべき情報の内容が影響されることのないよう留意すべきではないか。

医療・介護間で共有すべき情報について、これまでいただいた主なご意見

- 医療・介護間で共有すべき医療情報について、ヒアリングも含めて以下の主なご意見をいただいていたところ。
 - 重要な情報は主治医意見書に含まれている情報ではないか。
 - 主治医意見書の項目の中でも特に、「現在ある状態とその対処方針」、及び「今後発生する可能性が高い状態とその対処方針」が重要ではないか。
 - 要介護度への影響が大きな肺炎予防を推進する観点から、口腔・栄養関連についても情報共有が重要ではないか。
 - 生活を支援するために必要な情報、特に嚥下障害、食事形態に関する情報などは、医療・介護間で共有すべきで情報ではないか。
 - バイタル（体温、血圧等）、身長・体重については、全国共通で共有することも検討すべきではないか。

医療・介護間で共有される

医療情報の活用イメージや課題等について

医療機関から介護事業所等へ現在共有されている情報の例

- 医療機関から介護事業所や自治体に対して、診療情報提供書等を用いて情報共有がなされており、診療情報提供書の様式に含まれる主な項目は以下のとおり。
- また、これまでの本WGでのヒアリングの際にも示されたように、地域独自の様式を活用して情報共有されている場合もある。

医療機関→介護老人保健施設・介護医療院

(診療情報提供書の項目名より一部抜粋)

- 病名
- 現症
- 所見及び診断
- 今後の診療に関する情報

医療機関→居宅介護支援事業所

(診療情報提供書の項目名より一部抜粋)

- 傷病名
- 傷病の経過及び治療状況
- 診療形態（外来・訪問診療・入院）
- 必要と考える介護・福祉サービス又はサービス利用に際しての留意点
- 障害高齢者の日常生活自立度
- 認知症高齢者の日常生活自立度

医療機関→市町村

(診療情報提供書の項目名より一部抜粋)

- 診療形態
- 傷病名
- 寝たきり度
- ADLの状況
- 認知症である老人の日常生活自立度
- 病状・既往歴・治療状況等
- 必要と考える保健福祉サービスの内容等

(参考) 医療機関→医療機関等向け様式の主な項目

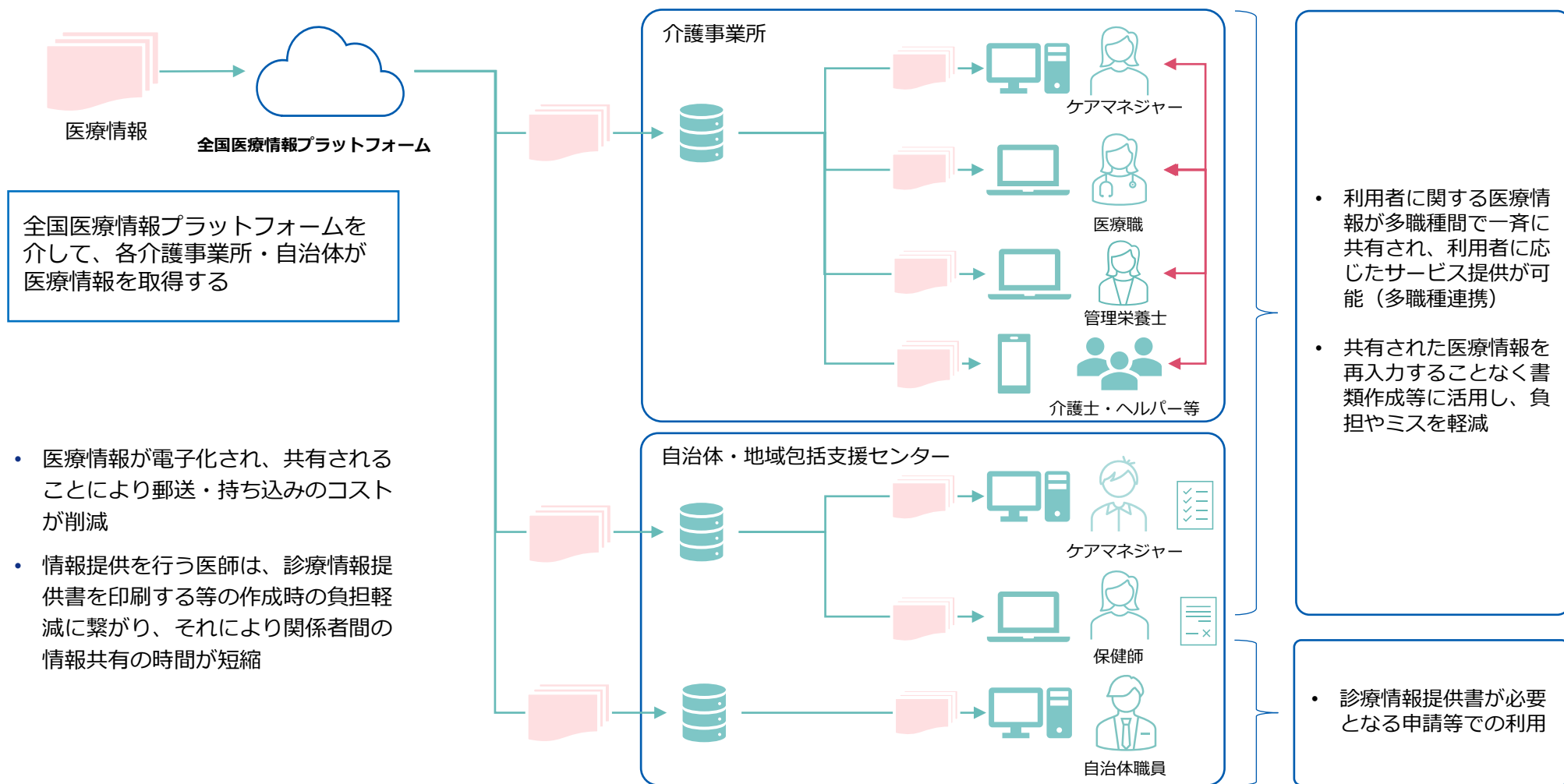
- 傷病名
- 既往歴及び家族歴
- 症状経過、検査結果及び治療経過
- 現在の処方
- 要介護認定情報
- 障害高齢者の日常生活自立度
- 認知症高齢者の日常生活自立度
- 日常生活活動（ADL）の状況
- 本人及び家族の要望
- 現状の問題点・課題（今後予想されるリスク）

医療情報の医療・介護連携における活用イメージ（例）

- 医療機関からの退院時に、入院中の利用者の状態の変化や、入院の契機となった疾病の治療経過等を居宅介護支援事業所や介護事業所等の関係者が同時に把握することで、利用者の状態に応じた介護サービスの提供ができる。
 - （例1）アレルギー情報を介護従事者が知ることによって、注意すべき薬剤や日常生活で注意すべき食べ物等を認知し、不要なアレルギー反応の惹起を抑えられる。
 - （例2）医療機関指示の褥瘡処置が、介護事業所に共有されることで、在宅や施設においても同じ褥瘡処置をシームレスに継続でき、その治療経過を共有することができる。
 - （例3）ACP（Advance Care Planning）等の取組における情報を共有することで、利用者の希望に寄り添った最期を迎える準備を、介護と医療が共同して取り組むことができる。
- 介護ソフトや自治体システム等へ情報が連携されることにより、入力負担が軽減され、また連携されたデータを活用できることから、転記作業が無くなり入力ミスも減少する。
- 電子的に情報共有することで、関係者への郵送や書類持ち込み時のコストが削減できる。
- 情報提供を行う医師は、診療情報提供書を印刷する等の作成時の負担軽減に繋がり、それにより、関係者間の情報共有の時間短縮につながる。

医療情報の医療・介護連携における活用イメージ図（例）

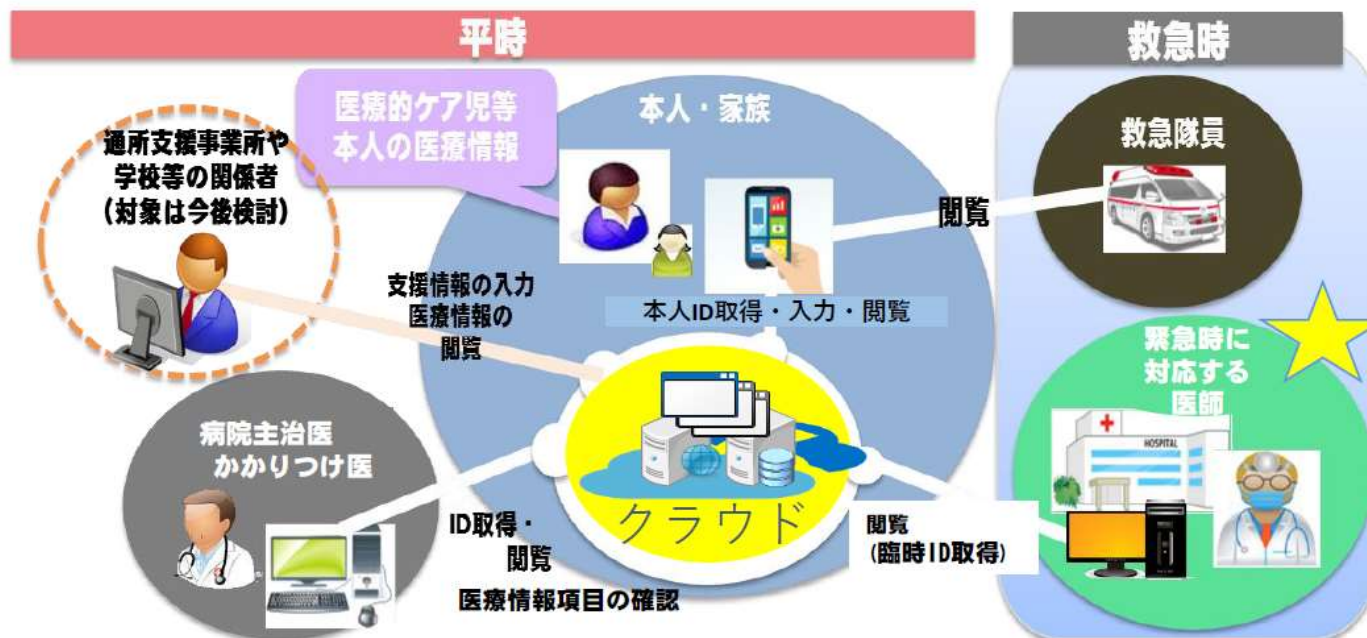
- 医療情報を電子的に共有する事によって、介護事業所等の関係者に以下のようなことが期待され、利用者の状態に応じた介護サービスの提供に繋がることが期待される。



(参考) 医療的ケア児等情報共有システム (MEIS) について

医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS) について

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、**全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 医療的ケア児等は、原疾患や心身の状態が様々であり、遠方で緊急搬送等された際にも速やかに医療情報の共有を図る必要があることから、平成28年度に調査研究を開始（検討会構成員：東京大学大学院医学系研究科教授、小児救急科医長、重症心身障害児保護者団体会長等）。令和元年度～システム開発、令和2年5月1日からプレ運用を開始。
- プレ運用の結果を踏まえて、可能な範囲での改修を行い、令和2年7月29日に本格運用を開始。



(参考) 医療的ケア児等情報共有システム (MEIS) について

MEISの特徴

クラウドを使い全国どこでも共有

● 救急医療情報の共有

- ・ 基本情報や診察記録から、救急に必要な情報を選択しておけば、救急にあたる医師が、全国どこからでも患者の救急医療情報の確認が可能となる
- ・ 暗号化通信により、共有される情報は暗号化され、AIを活用し世界から来る標的型セキュリティ攻撃を防御するなど、政府セキュリティ統一基準に適応した、安全な情報共有を可能とする



医師・患者がデータを共有

● 医師(代理入力も可能)、患者家族が相互に情報を入力

- ・ 血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、患者家族の願い・意向等は患者家族が記載
- ・ 処方薬、人工呼吸器の詳細情報などの医療情報は医師が記載
 - ※医師が記載できない場合、患者家族が記載し、医師が確認
 - ※医療に係る情報は医師の確認の有無を表示

検査画像を共有

● 画像・動画やケア情報も共有

- ・ 検査やケアの様子や発作時の状態などの画像・動画の取り込みも可能
- ・ 取り入れてほしい姿勢などのケア情報も記入可能 (⇒入院時のケアにも有効)

(参考) 医療的ケア児等情報共有システム (MEIS) について

利用の流れ

①申請

主治医に、利用希望を伝え、
申込み書(※)に、主治医情報を
書いていただく(※)WEB申請も可能です。



②基本情報、ケア記録登録

本人情報、緊急連絡先、
障害の状態、常用薬などの、
基本情報や、日々のケア記録を入力

③診療情報登録

④救急サマリー作成

主治医やかかりつけ医と相談し、
基本情報や診療情報から
救急サマリーを作成する



⑤救急サマリ-の利用

救急時に、救急サマリーを
確認し、適切な治療を行う

3

本日の論点について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(1) 共有すべき医療情報の範囲について

- 医療・介護間で連携する医療情報に係る以下の論点について、どう考えるか。

- 医療機関から介護事業所や自治体等の関係者へ共有することが望ましい医療情報には、どのようなものが考えられるか。また、関係者間で共有する際に、どのような点に留意すべきか。

(論点案)

- 医療機関から介護事業所へ医療情報が共有されることによって、利用者にとってどのようなメリットがあるか。
- アレルギー予防や状態に応じた食事の提供などが確実に行われるなどの観点も重要ではないか。
- 上記の目的を実現するためには、医療機関から介護事業所へ共有すべき医療情報には、どのようなものがあるか。
- 共有に際して利用者の個人情報保護の観点から、どのような点に留意すべきか。
- 介護情報基盤と地域医療情報連携ネットワークとを活用した仕組みについてどのように考えるか。
- その他

医療・介護間で共有する医療情報に関する論点

(2) 医療情報を共有する範囲について

- 医療・介護間で連携する医療情報に係る以下の論点について、どう考えるか。

- 介護事業所等において医療情報を共有する範囲についてどのように考えるか。

(論点案)

- 検査結果や疾病状況等を含む医療情報を正しく解釈し、活用する観点から、医療機関から提供される医療情報を介護事業所にいる医療職に限定することやその情報の範囲などについてどのように考えるか。
- 他方で、多職種連携の観点から、職種等によって限定することなく、介護事業所等において利用者のケアに携わる関係者に共有することについて、どのように考えるか。
- 仮に情報共有する範囲を限定した場合に、現実的に情報の閲覧範囲を限定することが可能か。
- また、介護サービスの類型に応じて共有される医療情報の範囲を検討することについて、どのように考えるか。
- その他